

標題

Greece 及び U.K. 籍船に搭載される Immersion suits について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0666
発行日 2006 年 7 月 6 日

各位

1. ギリシャ政府より当該国籍船に搭載される Immersion suits に関しまして、以下の通り通知されましたのでお知らせ致します。
 - (1) 全てのイマーションスーツは救命艇又は救助艇の付近に積みつけること。居住区域が乗艇場所に近い場合は、各居室又はロッカーに備え付けることができる。
 - (2) 通常イマーションスーツが収納された場所から離れた場所の定義は以下の通りとする。
 - (i) 離れた作業場所
通常イマーションスーツを収納している場所から水平に 100m を超えて離れている場所
 - (ii) 離れた見張場所
通常イマーションスーツを収納している場所から水平に 50m を超えて離れている場所
(機関室/船橋)
 - (3) 上記(2)の場所に、少なくとも 2 個のイマーションスーツをそれぞれの入口付近に備え付けること。
 - (4) イマーションスーツの収納場所への移動に 10 分を超える時間を必要とする場所がある場合には、上記(2)に関わらず当該場所に少なくとも 2 個のイマーションスーツを備え付けること。
 - (5) 追加の救命いかだが要求される場合、その付近に 2 個のイマーションスーツを備え付けること。
 - (6) イマーションスーツの搭載が免除される航行区域は以下の通りとする。
 - (i) 4 月 1 日から 10 月 30 日までの地中海とカリブ海
 - (ii) ペルシャ湾、紅海及び北緯 20 度から南緯 20 度の間の海域
 - (7) イマーションスーツが LSA Code Reg.2.3.1.2 に従い救命胴衣の要件を満たす場合であっても、救命胴衣を積み付けること。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

2. 英国政府より SOLAS Reg.III/32.3.3 で要求される追加のイマーシヨンスーツに関しまして以下の通り通知されました。
- 追加のイマーシヨンスーツの個数は、それぞれの船舶の配置及び運航状態を考慮して、船主がリスクアセスメントを行い決定するよう要求されております。追加の救命胴衣を離れた見張場所又は作業場所に搭載している船舶は、少なくともリスクアセスメントの最初の仮定として、救命胴衣と同数のイマーシヨンスーツを想定することが推奨されております。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター 材料艀装部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)
Tel.: 03-5226-2020
Fax: 03-5226-2057
E-mail: eqd@classnk.or.jp